

事業主の皆様へ

働き方改革

要予約
毎月第3水曜日

専門家が課題解決のお手伝い

無料相談会

開催日：毎月第3水曜日

時間：10:00～12:00

場所：光商工会議所

専門家【社会保険労務士】が、「働き方改革」に関する「労務管理」「賃金制度」「助成金」などの相談を無料で行います。
事前予約をお願いします。

お申込みは、
光商工会議所
(担当：内富) まで
TEL 0833-71-0650

ご相談いただける主な内容

- 年次有給休暇年5日の確実な取得（2019年4月1日より施行）
- 時間外労働の上限規制の導入（中小企業：2020年4月1日より施行）
- 正規と非正規の不合理的な待遇差を禁止（中小企業：2021年4月1日より施行）
- 労働時間の短縮対策
- ハラスメント対策
- 短時間労働者の社会保険管理 など

本事業について詳細を知りたい方は下記サポートオフィス山口までお問合せ下さい

無料

個別訪問相談も行っております

- ・ 社会保険労務士（専門家）が個別にご訪問致します。
- ・ 相談時間・内容による追加料金など一切かかりません。
- ・ 原則3回まで無料訪問支援（最大5回まで）。

働き方改革サポートオフィス山口

山口県山口市吉敷下東1丁目7-37

アネックス鳳陽B

フリーダイヤル：0120-172-223